

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年7月10日から令和5年7月28日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

都市整備部 都市計画課、公園緑地課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受けるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

契約事務について、予定価格書を封入していないものがあった。

【契約規則第13条】

(2) 公園緑地課

適正に処理されていると認められた。